

Vol.1 No.2 2005年1月 ダイジェスト

水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件

平成十六年 環境省告示第七十九号

平成五年四月環境省告示第三十五号に定められた基準よりジメピペレート (S-1-メチル-1-フェニルエチルピペリジン-1-カルボチオアト) が削除され、新たにエチプロール (5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α 、 α 、 α -トリフルオロ- p -トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル) の基準値 (0.1mg/l) とその分析法が追加されました。

作物残留に係る農薬登録保留基準を改正する件

平成十六年 環境省告示第七十八号

昭和四十八年七月環境省告示第四十八号に定められた基準より、ジメピペレート (S-1-メチル-1-フェニルエチルピペリジン-1-カルボチオアト)、ブタフェナシル (1-(アリルオキシカルボニル)-1-メチルエチル 2クロロ-5-[1,2,3,6-テトラヒドロ-3-メチル 2,6-ジオキソ-4-(トリフルオロメチル)ピリジン-1-イル]ベンゾアト)、アザフェニジン (2-(2,4-ジクロロ-5-プロポ-2-ニルオキシフェニル)-5,6,7,8-テトラヒドロ-1,2,4-トリアゾロ [4,3-a]ピリジン-3(2H)-オン) が削除されました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成十七年 政令第五号

この政令の施行により、都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地においてその土地の形質変更により当該廃棄物に起因し、生活環境の支障が生じるおそれがあるものを指定地域として指定することが定められました。

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する政令

平成十六年 環境省令第三十号

ダイオキシン類の測定には、これまで多大な時間と費用が必要であり、迅速で低廉な簡易測定法の開発が期待されていました。このたび環境省は中央環境審議会答申を踏まえ、一部のダイオキシン類の測定において、従来の高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法に加え、生物検定法による簡易測定法を用いることが出来ることとしました。

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正する政令

平成十七年 政令第四号

絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律施行令の一部を改正しました。

追加：フジイボウシニコ、コバタ、クモスカメ、クチュリトカプスデキピエンス (やしの一種)

削除：アラスカハウトウシ、カレイア・トリアナイ (らんの一種)、ヴァンダ・コエルア (らんの一種)

クロコダイル科のワニ、アフリカゾウ、ミナシロサイ等の譲渡規制や登録対象個体群の変更・追加。

特定化学物質等障害予防規則の一部改定する省令ならびに測定基準および評価基準の一部改正

この告示は平成17年の4月1日より施行されます。作業環境評価基準が一部改正され、新たに対象となった1物質 (三酸化砒素) を含む22物質の管理濃度の変更されます。

詳しい資料を希望の方は、研究開発室 柿沼または営業担当までご連絡下さい。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水処理・用水処理・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)